

別紙（別記 1 から別記11関係）

持続的畑作生産体制確立緊急支援事業のうち 都道府県向け補助金の配分基準について

持続的畑作生産体制確立緊急支援事業のうち別記 1 から別記11までの取組における都道府県の予算額の配分については、以下のとおり、重要な取組を優先的に採択した上で、事業実施計画の成果目標に応じて配分対象となる事業実施計画を決定し、予算の範囲内で配分するものとする。

- 1 予算額の配分に当たっては、別記 1 から別記 5 まで及び別記10の事業実施計画に係る要望額から配分するものとし、その結果、更に配分可能額がある場合、別記 7 から別記 9 まで及び別記11の事業実施計画に係る要望額への配分を行うものとする。

また、別記 6（種ばれいしょ・ばれいしょ保管施設等整備事業）については、別記 1 から別記 5 まで及び別記 7 から別記11までと予算区分が異なるため、別記 6 のみの予算の範囲内で別表の成果目標の基準に基づくポイントが上位の事業実施計画から順に配分するものとする。なお、別記 6 の予算の残額が事業実施計画に満たない場合は、80%を下限とする範囲内で配分できるものとする。

- 2 農産局長は、別記 7 から別記 9 まで及び別記11に係る要望額の配分に当たっては、予算の範囲内で別表の成果目標の基準に基づくポイントが上位の事業実施計画から順に要望額に相当する額を都道府県ごとに合計し、当該合計額を配分額として地方農政局長等に通知するものとする。

- 3 2により配分した結果、最下位の事業実施計画の配分可能額が要望額に満たない場合であって、かつ同一ポイントの事業実施計画が複数ある場合は、要望額の小さい事業実施計画から順に配分対象とするものとする。

なお、事業実施計画の要望額の全額を配分できない場合は、配分対象としないものとする。